

令和元年9月30日

新発田市A準特定地域協議会長

第4回新発田市A準特定地域協議会の開催について

標記について、下記のとおり第4回新発田市A準特定地域協議会を開催しますので、新発田市A準特定地域協議会設置要綱（以下「設置要綱」と言います。）第5条第11項の規定（会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。）に基づき開催案内を公表します。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は設置要綱第4条第3項及び4項（注参照）に基づき、令和元年10月15日(火)までに事務局あて別紙加入申込書にてお申し出ください。

記

1. 日 時 令和元年11月14日（木）13時30分 ～
2. 会 場 新発田市生涯学習センター 2階 研修室4
（新発田市中心部5-8-47 TEL0254-22-8516）
3. 議 題 等
 - (1) 新発田市A準特定地域計画のフォローアップについて
 - (2) タクシー運賃改定について（報告）
 - (3) その他

【お問い合わせ先】

新発田市A準特定地域協議会 事務局
（一社）新潟県ハイヤー・タクシー協会
TEL 025-241-8677 FAX 025-247-0655
担当 鈴木、茂野

(注)設置要項第4条第3項及び4項

3 協議会は、別表1の(1)～(4)（関係地方公共団体の長、タクシー事業者等、労働組合等、地域住民等）に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、別表1の(5)（関係行政機関等）に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

4 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

FAX 送信票

新発田市A準特定地域協議会構成員 加入申込書

【送信先】

FAX 025-247-0655

新発田市A準特定地域協議会 事務局

(一社) 新潟県ハイヤー・タクシー協会

新発田市A準特定地域協議会に構成員として加入し参画しようとする方は、
令和元年10月15日(火)までにFAX又は郵送(消印有効)にてお申し出ください。

- 新発田市A準特定地域協議会へ構成員として加入を申し出ます。
 11/14開催の新発田市A準特定地域協議会への構成員として出席の有無。

(出席します。 出席しません。)

※該当するにしてください。

○申出者氏名等

機関・団体名等

住 所

氏 名

連 絡 先

○記入者氏名等

所属・職名

氏 名

連 絡 先